

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

| | |
|--|------------|
| ◎ 選挙管理委員会告示 | 所管課(室)名 |
| ・ 選挙人名簿登録者数の50分の1の数及び総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに県議会議員選挙区別の3分の1の数 | 選挙管理委員会書記室 |
| ・ 選挙運動費用支出制限額 | 〃 |
| ・ 開票区の設置 | 〃 |

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第42号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の50分の1の数及び総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに県議会議員選挙区別の3分の1の数は次のとおりである。

令和3年10月19日

長崎県選挙管理委員会
委員長 茸本 昭晴

| | | |
|---|--|----------|
| 1 | 50分の1の数 | 22,324人 |
| 2 | 総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 | 239,523人 |
| 3 | 県議会議員選挙区別の3分の1の数 | |
| | 長 崎 市 | 116,029人 |
| | 佐世保市・北松浦郡 | 72,579人 |
| | 島 原 市 | 12,293人 |
| | 諫 早 市 | 37,548人 |
| | 大 村 市 | 26,290人 |
| | 平 戸 市 | 8,550人 |
| | 松 浦 市 | 6,162人 |
| | 対 馬 市 | 8,346人 |
| | 壱 岐 市 | 7,208人 |
| | 五 島 市 | 10,364人 |
| | 西 海 市 | 7,577人 |
| | 雲 仙 市 | 11,905人 |
| | 南島原市 | 12,557人 |
| | 西彼杵郡 | 19,249人 |
| | 東彼杵郡 | 10,043人 |
| | 南松浦郡 | 5,364人 |

長崎県選挙管理委員会告示第43号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条第1項の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額を次のとおり定める。

令和3年10月19日

長崎県選挙管理委員会
委員長 茸本 昭晴

| | |
|--------|-------------|
| 長崎県第一区 | 24,122,200円 |
| 長崎県第二区 | 23,508,900円 |
| 長崎県第三区 | 27,055,500円 |
| 長崎県第四区 | 22,856,300円 |

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

長崎県選挙管理委員会告示第44号

衆議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第18条第2項の規定により、次のとおり開票区を設けた。

令和3年10月19日

長崎県選挙管理委員会
委員長 茸本 昭晴

| 市町名 | 開票区名 | 開票区の区域 |
|------|-----------|---|
| 長崎市 | 長崎市第1開票区 | 長崎市のうち本庁管内、小ヶ倉地域センター管内、土井首地域センター管内、小楸地域センター管内、西浦上地域センター管内、滑石地域センター管内、福田地域センター管内、深堀地域センター管内、日見地域センター管内、茂木地域センター管内、式見地域センター管内、東長崎地域センター管内、三重地域センター管内、香焼地域センター管内、伊王島地域センター管内、高島地域センター管内、野母崎地域センター管内及び三和地域センター管内の区域 |
| | 長崎市第2開票区 | 長崎市第1開票区の区域を除く長崎市の区域 |
| 佐世保市 | 佐世保市第1開票区 | 佐世保市第2開票区の区域を除く佐世保市の区域 |
| | 佐世保市第2開票区 | 佐世保市のうち早岐支所管内、三川内支所管内及び宮支所管内の区域 |

電話代表
直通(八二四)二二一四

印刷所
長崎市弥生町八番三十号

株式会社
永泰
岩永印刷所